

特別仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、地籍調査事業 納官・牧川の一部地区における地籍測量F工程業務を実施するため、発注者(以下「甲」という。)が発注する委託業務に適用し、受託者(以下「乙」という。)が遵守しなければならない業務の使用を定めるものである。

(作業規定)

第2条 業務については、この仕様書のほか委託契約書及び次の各号に掲げる法令等により行い、疑義を生じた場合には当町職員と協議し実施するものとする。

- (1) 国土調査法(昭和26年法律第180号)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)
- (3) 地籍調査作業規定準則(昭和32年総理府令第71号)
同運用基準(昭和61年国土国第488号国土庁土地局長通達)
- (4) 地籍図の様式を定める省令(昭和61年総理府令第54号)
- (5) 地籍簿の様式を定める省令(昭和53年総理府令第3号)
- (6) 地籍調査事業工程管理及び検査規定(昭和62年国土国第129号国土庁土地局長通達)

(作業計画)

第3条 乙は、作業実施計画書・着手届・主任技術者届等を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとするときも同様とする。
主任技術者については、測量士・地籍調査主任技術者及び地籍調査管理技術者のいずれかの資格を有する者または同等の知識・経験を有する者を選任すること。

(秘密厳守)

第4条 乙は、業務上知り得た個人情報等を外に漏らしてはならない。また、業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工し、庁外に持ち出してはならない。

(土地立入証及び土地立入り)

第5条

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、甲が発行する国土調査法第24条第3項の規定に基づく土地立入証を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示しなければならない。
- (2) 調査のため他人の土地に立入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。
- (3) 乙は業務終了後、速やかに土地立入証を甲に返納しなければならない。

(補償)

第6条 業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(協議及び報告)

第7条

- (1) 乙は、業務の作業段階ごとに作業内容、作業手法等については甲と協議を行い、協議内容を打合せ簿等に記録し、その都度甲に提出し確認を得ること。
- (2) 乙は、業務の進捗状況を作業日誌等により、甲に随時報告し確認を得ること。
- (3) 工期内に完了した業務については、甲から成果等の一部提出を求められた場合、乙は速やかに対応しなければならない。

(訂正)

第8条

- (1) 乙は、業務終了後に成果の誤りがあった場合は、直ちに訂正しなければならない。この場合において訂正に要する費用は、乙の負担とする。

(保安)

第9条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑をおよぼさないよう次の各号により作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打合せの上施行すること。
- (2) 本業務従事者は、常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過および事故による被害の内容については速やかに甲に報告する。

(疑義)

第10条 業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ甲の指示に従い業務を遂行すること。

第2章 業務の概要

(調査場所)

第11条 中種子町大字納官・牧川の一部

(工期)

第12条 工期は次のとおりとする。

- (1) 平成30年3月17日までとする。

(業務内容)

第13条 業務内容は次のとおりとする。

- (1) 地籍図根三角測量 (C工程)
省略。
- (2) 地籍図根多角測量 (D工程)
省略。

(3) 地籍細部測量 (F 工程)

地上法による地籍測量において、既設の地籍図根三角点等を基礎として各筆の筆界を測量し、地籍図原図を作成する作業で細部図根測量と一筆地測量から成る。

また、FⅡ4の工程検査の際は、地番、地目、所有者、筆界点番号を記した仮作図を作成する。

(4) 地積測定 (G 工程)

次年度実施予定のため、省略。

(5) 地籍図複製図の作成 (H 工程)

次年度実施予定のため、省略。

(機械器具)

第14条 本業務に使用する機械機器は、作業前に必ず点検調整しなければならない。また、使用する機械機器はあらかじめ甲と協議し、承諾を得なければならない。

(検査)

第15条

(1) 乙は、全作業完了時十分社内検査を行った後、甲の検査を受けるものとする。作業の間において甲の指示があるときは、各工程の検査を受けるものとする。

(2) 修正箇所がある場合は、乙は速やかに修正を行わなければならない。

第3章 成果品

第16条 乙が甲に納入する品目は次のとおりとする。

(1) 地籍細部測量

- ① 細部図根測量観測計算諸簿
- ② 細部図根点配置図
- ③ 細部図根点成果簿
- ④ 一筆地測量観測計算諸簿
- ⑤ 筆界点番号図
- ⑥ 筆界点成果簿
- ⑦ 精度管理表
- ⑧ 地籍図一覧図
- ⑨ 原図
- ⑩ 原図の仮作図
- ⑪ 基準点等成果簿写し
- ⑫ シーマデータ (CD)
- ⑬ その他甲の指示するもの

旅費、宿泊費計算書

燃料単価 円(ライトバン1500cc) 現地作業費 円
 km当り単価(現場まで) 0 0
 0 km

名称	打合せ時間		計	単位	単価	金額	備考
	着手	最終					
測量技師	0.25	0.25	0.50	人			
測量技師補	0.25	0.25	0.50	"			
計			1.0				(1)

例：2時間の場合は0.25を入力(2時間/8時間) 打合せは着手時と最終時の2回を標準としています。

(2) 交通費

○ 交通費(宿泊無し)の場合

現場から現場までの片道距離 km (面積割の加重平均)

交通費

加算種別	距離	往復	飛行距離	回数	金額
合計					

合計

2. 請負工程における旅費、交通費

○ 請負工程における旅費、交通費(宿泊無し)の場合

職種	日数	交通費	飛行距離	金額	助手	22.4	22.40
測量技師							
測量技師補							
測量助手							
外業日数							
計							

交通費 円/km × km × 2(往復) = 円/日

3. 算定額(D)「調査地区集計表」への記入

島内業者(宿泊無し)：[1]	①
打合せ経費	
旅費交通費(請負分)	
計	

← 島内業者(宿泊無し)：[1]を選択
島外業者(宿泊有り)：[2]を選択

打合せ経費	2
旅費交通費(請負分)	
計	

○ 交通費(航空機使用)：宿泊を伴う場合

1) 鹿児島から現地まで

項目	単価	往復	金額
鹿児島から鹿児島空港まで		2	
高志船代(往復)		1	
現場港から現場まで		2	
役場から現場		2	
計			

消費税抜き
 //
 //
 km当たり単価 * 現場までの距離 =
 (0.047 * 56ps * 燃料単価 + 機械燃料) / 30 =

2) 旅費交通費

項目	交通費	飛行距離	日数	宿泊料	宿泊日数	打合せ回数	合計
測量技師			2.0			2.0	2.0
測量技師補			2.0			2.0	2.0
計							

道のり距離 km

○ 請負工程における旅費、交通費(宿泊を伴う場合)

(1) 交通費(船使用)鹿児島から現地まで

項目	航空料	船賃	食料	日当	計	往復	金額
測量技師							
測量技師補							
測量助手							

(2) 旅費交通費

項目	交通費	日数	飛行距離	現場作業日数	現地地作費	金額	合計
測量技師							
測量技師補							
測量助手							
外業日数							
計							

滞在日数 測量技師 5.5 × 30 / 22 = 8
 測量技師補 22.4 × 30 / 22 = 31
 測量助手 31.2 × 30 / 22 = 43

旅行経路別	経路数	計
計	0	0
日経旅費計算	3	0
計	3	0

項目	日数	金額	日数	金額	単価	測量助手	単価	合計
測量技師	8	28	28	28				
30日未満	0	0	0	0				
30-60日	0	0	0	0				
60日以上	0	0	0	0				
計	8	28	28	28				

島外業者(宿泊有り)：[2]	①
打合せ経費	
旅費交通費(請負分)	
計	

